

スポーツで健康・体力・生きがいづくり事業(スポーツイベントの開催)

企画提案競技審査要領

1 目的

この要領は、スポーツで健康・体力・生きがいづくり事業(スポーツイベントの開催)における委託業務の受託者を選定するため、受託候補者選定審査委員会(以下「審査委員会」という)を設置し、選定及び運営に関し必要な事項を定めるものである。

2 審査員の構成

審査員は下記の4名とする。なお、審査委員長をスポーツ振興課 課長補佐とし、審査を総括する。

- (1) 県スポーツ振興課 課長補佐
- (2) 県スポーツ振興課 生涯スポーツ担当主幹
- (3) 県スポーツ協会 総合型地域スポーツクラブ連絡協議会担当主査
- (4) 県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会 会長

3 審査方法

提出された企画書に基づき書類審査を実施し、審査項目ごとの点数評価を行う。

(1) 審査項目

- ① 運営体制に関すること① 全体企画に関すること
※ 支障がでない運営体制等の提案がなされているか。
- ② 企画・広告・イベント運営に関すること
※ 仕様書に沿った提案がなされているか。
- ③ 予算等に関すること
※ 経費の積算に無駄がなく、妥当であるか。

(2) 採点・選定方法

- ① 審査員は、審査項目(上記3の(1))について、5段階評価で採点する。
※ 各審査員の持ち点は50点(5点×10項目=50点満点)
- ② 全審査員の合計点を集計し、最も高い業者を委託事業者として選定する。
※ 合計点は200点(50点×4名=200点満点)
選定については、最低基準点(200点満点の6割)を超えた場合に限る。
- ③ 合計点の最も高い業者が複数ある場合は、審査員による再協議のもと、委託事業者を決定する。
- ④ 合計点の最も高い業者が最低基準点に満たない場合、該当者なしと判断し、再公募を行う。
- ⑤ 参加者が1者だけの場合、委員の合計点数が最低基準点である120点(満点200点×6割)以上になったとき、その参加者を受託候補者として決定する。

